

# 高等学校等就学支援金の申請について

## ◆就学支援金の対象となる世帯が提出する書類

保護者（父母合算）の道府県民税所得割額と市（町村）民税所得割額の合算が507,000円未満の場合、就学支援金を受けることができます。

(イ)『高等学校等就学支援金』（様式第1号（その2））・・・全員提出

(ロ)『道府県民税所得割額と市（町村）民税所得割額が記載されたもの』  
必ず令和元年度分が必要になります。

※課税証明書(原本)、生活保護受給証明書（原本）

※『源泉徴収票』『確定申告書』は、所得割額がわかる書類にはなりません。

**役所にて、就学支援金用に取り寄せた課税証明書は「原本」を提出してください。**

## ◆就学支援金の対象とならない世帯が提出する書類

(イ)『高等学校等就学支援金』（様式第1号（その2））・・・全員提出

※申請しない方も全員提出お願いします。

生徒名と学年・組・番号を記入し、『申請しません』『申請しない理由』  
いずれにもチェック等の上、提出してください。

**提出期限 4月17日(金)【期日厳守】【全員提出】**

☆ 来週4月13日以降に申請用紙等を郵送させていただきますので、お手数おかけいたしますが「課税証明書（原本）等」の準備をよろしくお願い致します。

また、4月17日（金）までに申請書等を揃えて、学校まで返信用封筒に切手を貼って送付していただきますようお願い致します。

☆記入方法については添付資料をご覧ください。

☆新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令され学校も4月10日から5月6日までの間は臨時休校となり、みなさまには大変お手数をおかけいたします。ご協力よろしくお願い致します。